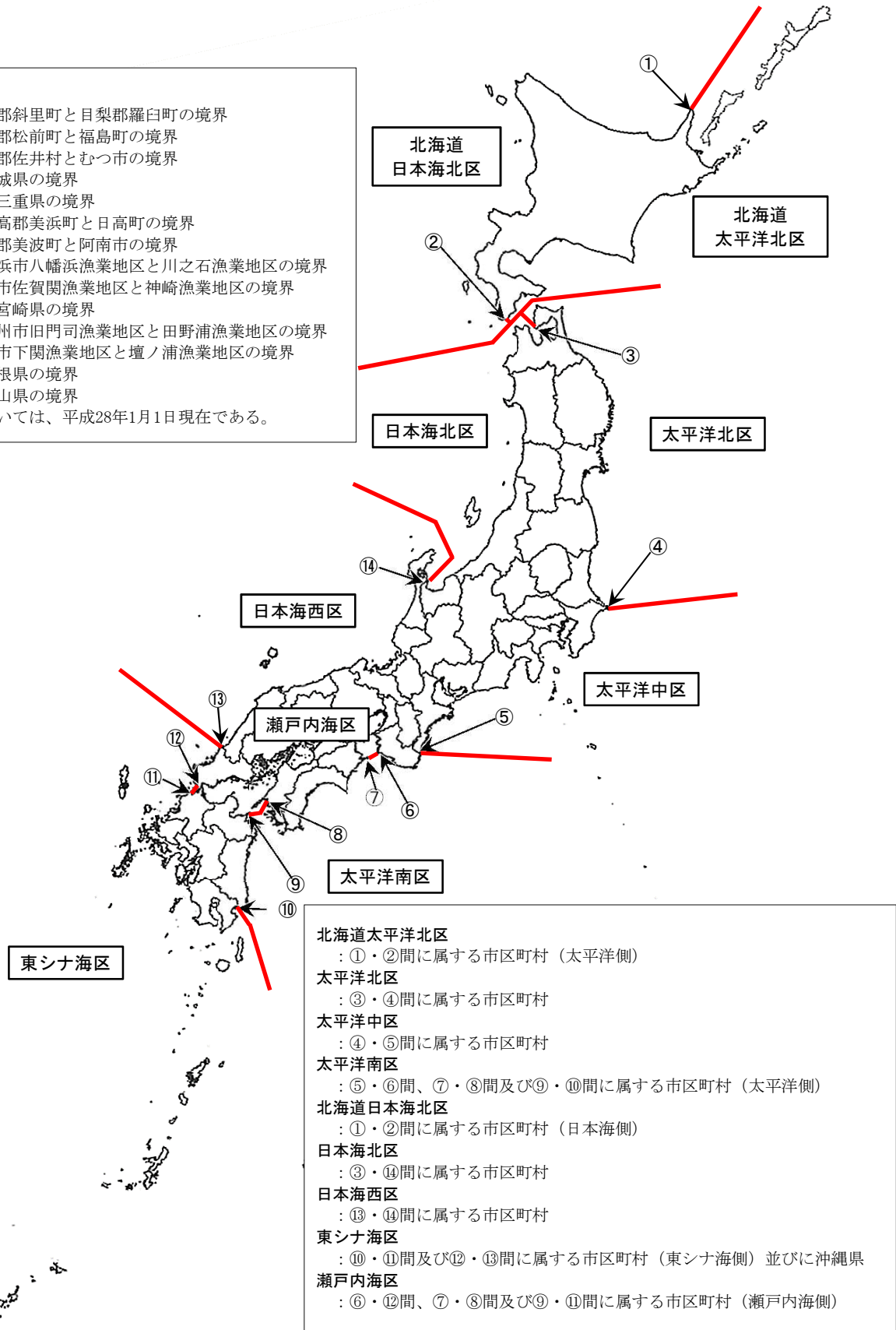


第1部 概況

2 大海区区分図

全国の大海区と境界

- 境界の設定
- ① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
 - ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
 - ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
 - ④ 千葉県と茨城県の境界
 - ⑤ 和歌山県と三重県の境界
 - ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
 - ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
 - ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
 - ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
 - ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
 - ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
 - ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
 - ⑬ 山口県と島根県の境界
 - ⑭ 石川県と富山県の境界
- 注：市町村については、平成28年1月1日現在である。



- 北海道太平洋北区
：①・②間に属する市区町村（太平洋側）
- 太平洋北区
：③・④間に属する市区町村
- 太平洋中区
：④・⑤間に属する市区町村
- 太平洋南区
：⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
- 北海道日本海北区
：①・②間に属する市区町村（日本海側）
- 日本海北区
：③・④間に属する市区町村
- 日本海西区
：⑬・⑭間に属する市区町村
- 東シナ海区
：⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
- 瀬戸内海区
：⑥・⑫間、⑦・⑧間及び⑨・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）